

## 障がいの「社会モデル」とは？

障がいの「社会モデル」という言葉をご存じですか？

「社会モデル」とは、障がいは個人にあるのではなく、社会の側が作り出しているものであるとする考え方です。例えば、歩道に誘導ブロックがあっても、それをさえぎる物があると通りづらくなりますし、道路の段差は、車いすに乗っている人やベビーカーを押す人にとってはスムーズに通行しづらくなります。しかし、誘導ブロックをさえぎる物や段差がなければ通行に困らない状況になります。「社会モデル」の考え方は、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されています。日本は、2014年に条約に批准し、この考え方に基づく対応が法的にも求められています。



### 心のバリアフリーをめざして



まずは、障がい、肌の色、性別、文化、国籍などの違いを理解して受け入れましょう。そのうえで、適切な配慮や自然な声かけなどを実践すれば、きっとだれもが過ごしやすい社会をつくることができます。みんなでいっしょに「心のバリアフリー」を実践していきましょう。

※「障がい」の表記について

本冊子は、法令名や法令等で使用されている用語、法人名及び団体等の固有名称以外には「障がい」と表記しています。

## 登録していますか

### ～「登録型本人通知制度」～

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ個人情報を得ることが可能です。しかし、これを悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。この身元調査の背景には、いまだに残る同和地区出身者に対する根深い偏見や差別意識があります。他者の人権を侵害する目的で、あるいは人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼することは大きな問題です。県内においても平成29年に住民票と戸籍謄本の写しなどの不正取得事件が起きました。この事件は「登録型本人通知制度」によって発覚しました。

**「登録型本人通知制度」に登録し、  
悪質な人権侵害を防ぎましょう。**

いつ、私の住民票が取られたの  
だろう？



登録型本人通知制度とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。**登録期間…永年**

本人・家族（住民票は同一世帯。戸籍は配偶者、同じ戸籍に記載されている方及び直系の方）以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

※くわしい内容は、市民課 (TEL21-1135 直通) へお問い合わせください

令和元年度 別府市小・中学生「人権作文」  
**別府市長賞**  
なまごまな障がいや病気のひとと一緒に暮らすこと

別府市立朝日中学校一年 仲西 理人

僕は、小さいころから上手く発音できない音がありました。だから、話す時もゆっくりになつてしまつて、普通に話しているつもりでも、「今、何と言つた？もう一度言て。」と聞き返されることも多かつたです。中学生になつた現在でもあります。大分に引越して来る前に通っていた学童では、特に発音のことをからかわれることが多かつたです。学童で上の学年の人からかわれたら怖くて言い返すこともできなくて、とてもつらくてイヤになってたことを覚えています。その頃、発音を良くするために言葉の教室に五年間通いました。母が毎週金曜日仕事を早退して、言葉の教室に連れて行ってくれました。当時は、「めんどくさいなあ、行きたくないなあ。」という気持ちも正直ありました。でも今は、連れて行ってくれてありがたつという感謝の気持ちに変わっています。

言葉の教室では、口の筋肉を鍛えるために口に水を含んで飛ばしたり、舌の上に木のスプーンを置いて舌の動きを確認したりしました。様々な訓練はとも大変だったし、本当にこれで上手くしゃべれるようになるのかなあと不安になつたけれど、他の学校からも訓練に通つてる仲間がたくさんいたことや、教室の先生が優しく協力して指導してくれたことよって、何とか続けられることができたと思います。

今でも、みんなの前で発表する時は緊張して口が動かずに、うまく伝えられないことがあります。でも周りには意地悪くからかうような人はほとんどいないし、一緒に登校したり遊んだりする友達も、僕のことを受け入れてくれてくれる人が多いので安心していきます。

言葉をつまなく発音することができないというのは、見た目ではわかりませんが、世の中には僕のように、見た目ではわからない障がいや病気がある人がたくさんいます。

さんいます。例えば、聴覚障がいの人。もし災害が起つた時に、放送が聞こえなくて避難が遅れてしまつたことがあるかもしれません。誰かの助けが必要です。また、内臓の病気等で、電車やバスで長い時間立っていることができない人もいると聞いたこともあります。優先席に座っていると、白い目でじろじろと見られて、悲しくなつてしまつたことがあります。

「このような人たちはどうすれば良いのかな。」と思い、パソコンで調べてみました。すると、「ヘルプカード」というものがあることを知りました。カードの表面には、「あなたの手助けが必要です。ヘルプカード」と表示があります。裏面には、手伝つて欲しいことを書いておきます。「話せないのだから電話をかけて下さい」「聞けないので筆談をお願いします」「席に座らせて下さい」などです。そして困つた時にそのカードを見せてお手伝いを依頼します。このヘルプカードを使いたい人は、役所などで受け取ることができます。

そして、どんな人でも安心して暮らしやすい地域にするにはどうすれば良いのかなと考えました。まずは自分の周りにどんな人が暮らしているのか把握しておけば、災害などが起つた時にすぐお手伝いできるかなと思いましたが、そのためには、きちんと近所の人にあいさつをして会話もして、地区の行事などにたくさん参加した方が良いのかなと思つた。以前、よく行事などの手伝いに出かけた母に、「なんでそんなにに行くの？めんどくさくないの？やらなくていいよ、行かなくていいよ！」と言つてしまったことがあります。でも母は、「あなたに何かあつたら周りの人に助けてもらいたいし、助け合いたいから。」と話して、「そつたつたんだなあ。」と新たに気が付いたこともありま

もし今、誰かが嫌な思いをしているのを見かけたら、すぐに行動に移すことはできるかなと考えました。「緊張して、すぐには行動できないかもしれない。」とためらつてしまいます。でも、何度もやつていけば自然にできるようになると思つています。

世の中には、いろいろな障がいや病気があつて困っている人がたくさんいる、ということをお忘れなくして、自分自身も困つたら周りに助けを求める勇気を持ち、助け合いの輪を広げていきたいと思います。

2020(令和2)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ ～2020(令和2)年1月作成～  
\*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】 別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会  
【協力】 別府市PTA連合会  
●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市人権同和教育啓発課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 電話 0977-21-1291



2020(令和2)年度 人権啓発冊子

# ヒューマンライツ

～だれもが しあわせにくらせる社会へ～

令和元年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

**別府市長賞**



別府市立鶴見小学校 5年 ひめの 姫野 ゆうわ 由和

～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を、まず大人が身につけ、さらに子どもたちにも身につけさせるために、学校・家庭・地域が連携し、育てていくことは、私たち大人の責任でもあります。今回の「ヒューマンライツ」は、インターネット上の人権や2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」について掲載しました。

わたしたち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。



別府市

## 今、インターネット上の人権侵害は深刻です！

インターネットは、個人が自由に意見や情報を発信できる手段であり、世界中の情報を入手することも可能です。また、趣味を通じた交流や社会的な事象に対する意見の共有など、人々がつながり合える場もあります。

しかし、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人情報や個人の名誉や人格を傷つけたりするような、さまざまな人権侵害が問題になっています。

特に、部落差別問題に関するでたらめなうわさや偏見、差別的な情報が多量に発信され、検索サイトで上位にあがるなど、爆発的に拡散しています。

このような状況で、部落差別などの学習をしたいと思う人が検索すると、多量に発信された「でたらめなうわさや偏見、差別的な情報」を基本知識として得てしまうことが考えられます。私たちは、インターネットの情報について、正しい認識に基づいたものかどうかを冷静に判断し、選択することが重要です。

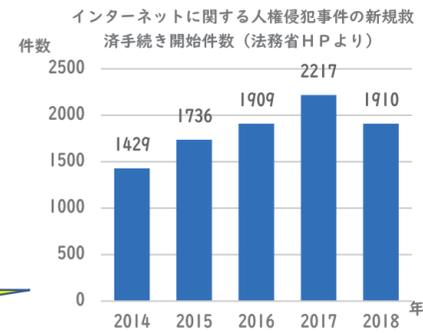
「〇〇さんとは、関わらないほうがいいですよ」

「〇〇地域は、気をつけたほうがいいですよ」

「△△の国の人とは、関わらない方がいいですよ」



インターネット利用率は、2018年で79.8%（総務省調べ）となっており、内閣府が調査した右図の「インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続き開始件数（法務省HPより）」の過去5年間の推移のように人権侵害は増加傾向にあります。法務省の人権擁護機関では、インターネットを使っての悪質な人権侵害についてはプロバイダ等にその削除を求めるなどの対応をしています。



### ここが問題です！

検索やQ&Aの回答が、正しい内容ばかりとは限りません。

現実社会では許されない差別行為でも、ネット上では規制がされにくく、それにより人権侵害が公然と行われてしまうといった状況が作りだされています。

本人の確認もなく個人情報や個人情報がさらされてしまうことがあります。

第三者の利害や生命にかかわるような情報の場合は、人は親切心で他人に教えてあげようとする。「でたらめなうわさや偏見」も拡散してしまいます。

## だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう



### 「部落差別解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

Q：あなたのお子さん、または兄弟姉妹、親族（身内の方）が同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか。あなたの考えに最も近いのはどれですか。【2015（平成27）年度別府市市民意識調査より】



差別意識は、自分と密接に関係することが起きた時に、現れてきます。  
結婚、土地や住宅の購入など

身内の結婚に際して、相手が「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が37.3%と一番多くなっています。しかし、「同和地区出身でない方がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意思が強ければやむをえない」という消極的賛成の人は25.3%、また、「絶対に反対する」が2.8%と、同和地区出身者との結婚を歓迎しない人が4人に1人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残っており、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

☆ 差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら「私は気にしないよ。」と言って話をすぐに終わらせず、その人の思いをたくさん聞いて「差別する方がおかしい。まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立ちましょう。

### だからこそ、学習が必要です！

- インターネットなどの情報については、「その人の人権が守られているか」という見方を大事にしましょう。
- 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい知識を持ち、自分の事として考えてみましょう。



## 「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行

こんなことが起きています（内閣府リーフレットより）

① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

③ スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

② アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、部屋を貸してくれなかった。



⑤ 役所の会議に呼ばれたのでわかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、対応してもらえなかった。

「障害者差別解消法」では「不当な差別的取扱い」の禁止（上の①②③）、「合理的配慮」の提供（上の④⑤）が求められています。

### 合理的配慮の具体例

- ☆ 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- ☆ 意思を伝え合うために、絵・写真・カード・タブレット端末などを使う。
- ☆ 障がいのある人から「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ☆ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

## 「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016（平成28）年6月3日施行

こんなことが起きています（法務省が示したヘイトスピーチの例）

脅迫的な言動

「本邦外出身者」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶような著しく侮辱する言動

地域社会からの排除をあおる言動



「ヘイトスピーチ」とは「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいい、人種差別・民族差別に当たります。

ヘイトスピーチの言葉や看板等の表現を鵜呑みにすると、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいなのです。

国連では2001年に「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」を定めていますが、ヘイトスピーチがいかに人を傷つけるものか、差別意識をあり、著しく侮辱することがいかに不当なことか国際的にも明らかです。

国内では、ヘイトスピーチの抑止を目的とした条例を制定した自治体があります。2019年12月12日には、川崎市において全国で初めて罰則を盛り込んだ条例が成立されました。また12月27日には、大阪市が条例に基づき、ヘイトスピーチに当たる街宣活動をしたとする政治団体をホームページ上で公表しました。

困ったときの相談窓口

みんなの人権110番（平日 8:30～17:15 受付）  
ナビダイヤル 0570-003-110